

発議第 5 号

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を図るための平成 29 年度政府予算に係る意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、関係行政庁に対し、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を図るための平成 29 年度政府予算に係る意見書を別紙のとおり提出する。

平成 28 年 9 月 13 日提出

提出者 薩摩川内市議会
総務文教委員会
委員長 持原秀行

提 案 理 由

子どもたちへのきめ細かな対応や学びの質を高める教育環境を実現するためには教職員定数改善が不可欠であり、子どもの学ぶ意欲・主体的な取組を引き出す教育のための条件整備は不可欠である。

については、関係行政庁に対し、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を図るための平成 29 年度政府予算に係る意見書を提出しようとするものである。

これが本案提出の理由である。

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を図るための平成 29 年度政府予算に係る意見書（案）

日本は、OECD 諸国に比べて、一学級当たりの児童生徒数や教員一人当たりの児童生徒数が多くなっています。また、障害者差別解消法の施行に伴う障害のある子どもたちへの合理的配慮への対応、外国につながる子どもたちへの支援、いじめ・不登校の課題など、学校を取り巻く状況は複雑化、困難化しており、学校に求められる役割は拡大しています。また、学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加しています。こうしたことの解決に向けて、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要であります。

しかしながら、第 7 次教職員定数改善計画の完成後 10 年もの間、国による改善計画のない状況が続いています。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要であります。一人一人の子どもたちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、教職員定数改善が不可欠であります。

義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で国庫負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられました。いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であることから、国の施策として定数改善に向けた財源保障がなされるべきであります。

子どもの学ぶ意欲・主体的な取組を引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠であることから、平成 29 年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう強く要請します。

記

- 1 子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を 2 分の 1 に復元すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 28 年 9 月 13 日

鹿児島県薩摩川内市議会

（提出先）

内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣